



2014年10月23日 第2015-04号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

参院厚生労働委員会

## 専門的知識等を有する有期労働者等に関する特別措置法案審議開始

2013年4月から施行された改正労働契約法では、有期労働契約が反復更新され通算5年を超えると、労働者の申し出により期間の定めのない労働契約に転換するルールを定めました。

しかし政府は、法施行後一年を経過していないにもかかわらず、2013年12月7日に成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、2014年3月7日に「※専門的知識等を有する有期労働者等に関する特別措置法案」（以下「特措法案」）を第186通常国会に提出しました。この特措法案は、衆議院は通過しましたが、参議院では審議されず第187臨時国会で継続審議となりました。

10月21日、参議院厚生労働委員会が開催され、特措法案の審議が開始され、津田議員が以下の質疑を行いました。

**【津田議員】** この法案は、民主党政権下の平成24年に成立した労働契約法改正に穴を空けるものです。今回無期転換ルールに二つの例外を設けようとしています。この無期転換ルールをそのものの意義は変わっていないということですね。

**【塩崎大臣】** 無期転換ルール自体の趣旨を変更するものではありません。

**【津田議員】** 重要な法律に例外が次々と設けられ、

気が付いたときには無期転換ルールの対象となる労働者が限定的になっていくのではないのでしょうか。無期転換ルールの例外をこれ以上増やさないと、という確約をしていただけますか。

**【塩崎大臣】** 本法案に盛り込んだ内容の他には新たな特例の対象を検討しておりません。

**【津田議員】** わかりました。これ以上は増やさないということを確認していただきました。

**【津田議員】** 今回の法案の対象者は高度専門労働者と定年後引き続き継続雇用される労働者が対象となっていますが、建議では「原則65歳までは契約更新がされるものである」という高年齢者雇用安定法の趣旨を没却することのないよう適切な雇用管理がなされる必要がある」とされています。実効性を有する新たな施策を早急に検討していただきたい。

**【塩崎大臣】** 法の趣旨を没却することとならないよう適切な雇用管理をすることが需要と考えています。

**【津田議員】** 特例の対象となる方々は権利を奪われるわけです。定年後の方については65歳までの継続雇用により力を入れて取り組まなければなりません。そのことを意識してやっていただくようお願いいたします。

### 【※専門的知識等を有する有期労働者等に関する特別措置法案】

#### <対象者>

##### ①期間限定のプロジェクトに就く高度専門的知識を有する有期契約労働者

プロジェクトが完了するまで、無期転換の申し込みができない。プロジェクト期間は最長10年で、10年を超えると無期転換制度が適用される。

##### ②定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

定年後引き続き雇用されている労働者は、同一の事業主に継続雇用されている期間は、無期転換権の対象外とする。

#### <特例の手続き>

無期転換ルールの特例とするには、厚生労働大臣に申請し、認定を受けなければならない。